

宮崎市「事務事業の外部評価」 対応方針シート

チーム名	第3チーム	担当課名	商業労政課
事業番号	3-10	事務事業名	シルバー人材センター助成事業

対応方針	見 直 し
------	-------

仕分け結果に対する考え方、今後の方針等

※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。

- (1) 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、国及び地方公共団体の責務として、必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めることが定められている。そのため、運営が非常に厳しくなる市シルバー人材センターが維持継続することを目的に、他市(中核市等)のシルバー人材センターの状況などを参考にして支援可能な方策を検討する。(①)
見直し年度:平成23年度
- (2) 財源の確保についての意見に関しては、会員が製作した手芸品や生産した農作物を販売するショップを運営するなど、自主財源確保の努力をしていると考えられる。(②)
- (3) シルバー人材センターの財源となる事務費手数料については、全国シルバー人材センター事業協会により、「事務費手数料の比率は、上限10パーセントとすることが妥当」とされており、全国でも10パーセントの比率を超えているセンターがほとんどないため、宮崎市シルバー人材センターの10パーセントを引き上げることは困難である。(②)
- (4) 会費の負担金額を上げることについての意見に関しては、全国シルバー人材センター事業協会により、「会費の額の決定に当たっては、広く地域の高齢者が参加できるような額を定めることが必要」とされており、会費は他の中核市と比較しても妥当な額と考えられる。(③)